平成２５年（フ）第６６６号
千葉県柏市旭町８丁目１番33―306号
債務者　満　　満男
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　崇人
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７３２号
熊本市北区鶴羽田３丁目５番14号、前住所熊本市北区龍田９丁目８番17号
債務者　芦原　潤陸
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　素士
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９０号
熊本県菊池郡大津町大字引水873番地５
債務者　河野　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　　寛
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３５６号
群馬県前橋市関根町３丁目27番地12　足立貸住宅北東２号
債務者　阿部　正常（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月12日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２４号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―10―607
債務者　古田　泰穂
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６０５号
静岡県浜松市浜北区根堅2001番地の２
債務者　佐口　和弘
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江間　吉洋
4　破産債権の届出期間　平成26年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１８３号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目23番２号
債務者　伊藤　知子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月18日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７８号
新潟市南区上下諏訪木26番地３、前住所新潟市中央区南万代町５番11号　パーク万代２―A
債務者　朝倉　利美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成26年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９５号
大分県別府市大字鶴見2731番地の２　佐藤ビル105号
債務者　原　佐優里
1　決定年月日時　平成25年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　邦彦
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１０号
三重県志摩市阿児町甲賀4664番地８
債務者　東岡小百合
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
島根県出雲市乙立町1703番地
債務者　今岡　真一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５４４号
埼玉県越谷市大字向畑860番地７　レオパレスＲｉｖａ２―107号
債務者　野村　喜一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
埼玉県越谷市東越谷４丁目２番地１　東荘３号
債務者　上出　和子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９９８号
千葉県船橋市西船２丁目９番７号　西船ハイツＢ―24号、申立時の住所千葉県船橋市海神５丁目18番11号　海神荘
債務者　志塚　航一
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１４号
千葉市美浜区高浜１―12―３―203、住民票上の住所千葉市美浜区磯辺６丁目２番12棟202号
債務者　高**橋**　　純
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係